

建築士事務所登録について

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項より

●建築士事務所の登録・閲覧事務を行う指定事務所登録機関の指定について

県は、建築士法第26条の3第1項の規定に基づき、県内に事務所のある建築士事務所の登録・閲覧事務を行う指定事務所登録機関として、一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会を指定しました。

なお、指定に伴い、今まで鹿児島県で行っていた当該業務については、平成25年4月1日から一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会が行います。

- 1 建築士事務所の登録に必要な書類等※（一社）鹿児島県建築士事務所協会 H.P から抜粋
 - ・法人登録の場合（表1）
 - ・個人登録の場合（表2）
- 2 登録手数料
 - 1級 15,000円
 - 2級・木造 10,000円
- 2 有効期間 5年間
（更新の場合は現在の登録有効期間満了日30日前までに登録申請書一式を提出）
- 4 提出先
（一社）鹿児島県建築士事務所協会

一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会 〒890-0055 鹿児島市上荒田町29番33 TEL 099(251)9887 FAX 099(251)9871

- 5 その他
 - 1 登録内容に変更があった場合は登録事項変更届を提出してください。
 - 2 建築士事務所を廃業したときは建築士事務所廃業等届を提出してください。
 - 3 毎事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を提出してください。

表1 (法人登録)

様式等	更新	新規	部数	注意点
登録申請書 (第五号書式・第一面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により書式が変更されています。
所属建築士名簿 (第五号書式・第二面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により追加されました。登録する時点での最新の所属状況を記入してください。
役員名簿 (第五号書式・第三面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により追加されました。添付する登記簿謄本記載の代表取締役・取締役を記入してください。 ※「監査役」は建築士事務所上の役員ではないため記載不要。
業務概要書 (第六号書式添付書類(イ))	○	○	2	更新において実績がない場合は「該当なし」と記入し添付。新規の場合は何も記入せずに添付。
略歴書 (第六号書式添付書類(ロ)) 登録申請者分・管理建築士分	○	○	各2	登録申請者が管理建築士を兼ねている場合であっても、登録申請者及び管理建築士の略歴書を両方とも添付する必要があります。(計4枚) 法人の場合、登録申請者略歴書は代表取締役について記入し、代表取締役の個人印を押印。
誓約書 (第六号書式添付書類(ハ))	○	○	2	座判・コピー・印字での記入は不可。会社名、役職名、代表者の氏名を直筆で記入。
定款の写し	○	○	2	目的欄に「建築物の設計・工事監理」業務が行える旨が明記されていなければなりません。 写しの表紙に原本証明が必要です。 (例)「原本と相違ありません ○○年○月○日 □□□会社 代表取締役△△△ 法人印」
登記簿謄本の原本	○	○	1	目的欄に「建築物の設計・工事監理」業務が行える旨が明記されていなければなりません。 申請日からさかのぼって3ヶ月以内に取得したものに限りです。
管理建築士の管理建築士講習の修了証の写し	○	○	2	建築士法第24条第2項に基づく法定講習
管理建築士の建築士免許証の原本と写し	○	○	1	
所属建築士の建築士免許証の原本と写し	○	○	1	鹿児島県以外で登録している二級・木造建築士が所属している場合
管理建築士の住民票の原本 ※登録申請者と管理建築士が異なる場合	○	○	1	登録申請者(法人の代表取締役)が管理建築士を兼ねる場合、添付は不要。(申請日からさかのぼって3ヶ月以内に取得したものに限り。)
管理建築士の退職証明書の原本 (様式は任意)	—	○	1	管理建築士が申請日現在において、登録する建築士事務所(登録を行う法人)に連続して1年以上勤務していない場合に限る。
付近見取図	○	○	各2	正・副各2部、合計4枚必要です。
所属建築士の建築士定期講習の修了証の写し (直近に受講終了した分)	○	※	1	建築士法第22条の2に基づく法定講習。 所属建築士は全員提出。(管理建築士も含む) ※新規でも、修了済みの建築士がいる場合は提出。
構造一級建築士 設備一級建築士の 定期講習修了証の写し	○	○	1	所属建築士に構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士がいる場合。

表2 (個人登録)

様式等	更新	新規	部数	注意点
登録申請書 (第五号書式・第一面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により書式が変更されています。
所属建築士名簿 (第五号書式・第二面)	○	○	2	平成27年6月25日施行の改正建築士法により追加されました。 登録する時点での最新の所属状況を記入してください。
役員名簿 (第五号書式・第三面)	—	—	—	個人登録の場合、添付は不要です。
業務概要書 (第六号書式添付書類(イ))	○	○	2	更新において実績がない場合は「該当なし」と記入し添付。 新規の場合は何も記入せずに添付。
略歴書 (第六号書式添付書類(ロ)) 登録申請者分・管理建築士分	○	○	各2	登録申請者が管理建築士を兼ねている場合であっても、登録申請者及び 管理建築士の略歴書を両方とも添付する必要があります。(計4枚)
誓約書 (第六号書式添付書類(ハ))	○	○	2	座判・コピー・印字での記入は不可。 直筆でなければなりません。
管理建築士の管理建築士講習の修了証の写し	○	○	2	建築士法第24条第2項に基づく法定講習
管理建築士の建築士免許証の原本と写し	○	○	1	—
所属建築士の建築士免許証の原本と写し	○	○	1	鹿児島県以外で登録している二級・木造建築士が所属している場合
管理建築士の住民票の原本 ※登録申請者と管理建築士が異なる場合	○	○	1	開設者(事務所の所長)が管理建築士を兼ねる場合、添付は不要。(申 請日からさかのぼって3ヶ月以内に取得したものに限り。)
管理建築士の退職証明書の原本 (様式は任意)	—	○	1	管理建築士が申請日現在において、登録する建築士事務所(登録を行う 法人)に連続して1年以上勤務していない場合に限り。
付近見取図	○	○	各2	正・副各2部、合計4枚必要です。
所属建築士の建築士定期講習の修了証の写し (直近に受講終了した分)	○	※	1	建築士法第22条の2に基づく法定講習。 所属建築士は全員提出。(管理建築士も含む) ※新規でも、修了済みの建築士がいる場合は提出。
構造一級建築士 設備一級建築士の 定期講習修了証の写し	○	○	1	所属建築士に構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士がいる場合。